

訪問看護指示書とは？

訪問看護ステーションが訪問看護を行う場合は、「主治医」による指示が必要。 → 訪問看護指示書

【訪問看護指示書の種類】

- ・**訪問看護指示書 月1回 300点（患者1人につき）**

訪問看護指示：

在宅での療養を行っている通院困難な患者の病状に基づいて在宅医療を提供するために主治医が訪問看護ステーションに出す指示のこと

「訪問看護指示書」の有効期間：6か月以内

月1回算定可能 ※複数のステーションに指示書を記載しても、1回の算定になる。

- ・**特別訪問看護指示書 月1回 +100点加算（患者1人につき）**

患者の病状等により、一時的に頻回の訪問看護を必要とする場合に出されるもの。

急性増悪、終末期、退院直後等により、主治医が週4回以上の訪問を必要とすると認めた場合

特別訪問看護指示 → 通常は月1回

「気管カニューレ使用」や「真皮を超える褥瘡」などの場合 → 月2回指示が可能。

「特別訪問看護指示書」の有効期間：診療日から14日間

※特別訪問看護指示は診療が前提、診療した日にしか出すことはできない。

- ・**在宅患者訪問点滴注射指示書 週1回 +100点加算（患者1人につき）**

診察に基づき、医師が週3回以上の点滴注射が必要な状況にあり、管理指導を行った時に出すもの

「在宅患者訪問点滴注射指示書」の有効期間：7日以内

※患者の状態により2回のみの点滴となった場合は算定できない。

■訪問看護指示は6か月間で出している場合、特別訪問看護指示書のみを出すことは可能か？

また、主治医以外の医療機関の医師が記載できるか？

※訪問看護指示書は利用者1人に対して一人の医師から交付されるものであり、よって特別訪問看護指示書も訪問看護指示書交付の医師から交付されるもの。このため主治医に連絡をして、主治医から特別訪問看護指示を出してもらうことが必要